

福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金 【第13次公募要項】

福島県では、「福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金」の公募を以下のとおり行います。補助対象者は、原子力災害発生時に12市町村で事業を行っていた中小事業者等です。

事業の概要

1 事業の目的

原子力被災事業者が、事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、原子力被災事業者の事業・生業の再建に向けた取組を促進することを目的とします。

2 補助要件

- ① 12市町村内において事業再開や新規投資、販路開拓等の事業展開投資（以下「事業再開等（※1）」という。）を行う場合
- ② 原子力災害後、休業していた者又は休業していたとみなせる者のうち、帰還困難区域又は特定帰還居住区域（※2）に所在していた事業者が12市町村外（福島県外を含む。）において事業再開等を行う場合

※1 原子力災害前の事業とは異なる業種での再開（転業再開）を含む。

※2 ここでいう特定帰還居住区域とは、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）により認定された同区域（避難指示が解除された区域を含む）をいいます。

3 補助率

- ①の場合：3/4以内（ただし、帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域（※）又は大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域において事業再開等を行う場合については4/5以内（人件費については1/5以内）
- ②の場合：1/3以内（ただし、原子力災害時に事業を行っていた区域への帰還意向を有する者については3/4以内）

※ ここでいう特定復興再生拠点区域とは、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）により認定された同区域（避難指示が解除された区域を含む）をいいます。

4 公募期間

令和6年3月26日（火）～令和6年9月24日（火）

締め切り（1回目） 令和6年4月30日（火）（以下いずれも当日消印有効）

締め切り（2回目） 令和6年6月24日（月）

締め切り（3回目） 令和6年9月24日（火）

注：補助事業の実施期間は令和7年3月31日（月）までとなります。